

令和4年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和4年9月7日 開会

令和4年9月14日 閉会

奈井江町議会

令和4年第3回奈井江町議会定例会

令和4年9月7日（水曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 7 報告第 2号 令和4年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第 3号 令和4年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第 4号 令和4年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第 1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 認定第 1号 令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（8人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
6番	笹木利津子	7番	森山務
8番	大矢雅史	9番	森岡新二

○欠席議員 5番 石川正人

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長 相澤公
企画	財政課	参事 小澤克則
総	務	課 長 辻脇泰弘
会計	管理者兼	会計課長 横山誠
建設	環境	課 長 加藤一之
産業	観光	課 長 石塚俊也
保健	福祉	課 長 鈴木久枝
教育	委員会	事務局 長 松本正志
町立	病院	事務 長 杉野和博
建設	環境	課課長補佐 石川裕二
保健	福祉	課課長補佐 辻脇真理子
保健	福祉	課課長補佐 遠藤友幸
企画	財政	課課長補佐 井上健二
代表	監査	委員 中野浩二
農業	委員会	会 長 小島和博

○欠席した者の氏名 町民生活課長 田野義美

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	主	査	釣	本 真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員8名で定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場入り口を開放したまま会議を進めてまいりますのでご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番篠田議員、2番大関議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日より14日までの8日間としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日より14日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(10時00分)

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告につきまして、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、6番、笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和4年6月21日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営委員会について、調査内容、1、追加議案について。

委員会開催日、令和4年7月15日、調査事項、第4回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和4年9月2日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、町政一般質問について、4、決算審査特別委員会について、5、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、6、調査について、7、その他についてでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

ご苦労さまです。委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番、大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さんおはようございます。

それでは、まちづくり常任委員会の所管事務調査報告いたします。

委員会開催日7月15日、調査事項、調査第1号「定住対策について」

説明員、調査内容等については、記載のとおりです。

意見要望といたしまして、定住対策事業は、第6期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、積極的な情報発信や支援策の推進により、その成果が着実

に表れていることを評価するものであります。

今後においても、移住者等のニーズの把握、検証を進め、町内外から求められる施策の展開を図るため、地元企業、関係団体などと連携を図りさらに情報収集、情報発信などに努めていただきたい。

また、本年度に着手した奈井江版生涯活躍のまちのプロジェクトにより、幅広い施策の展開に向けた必要な見直しや研究、子育て支援などとの連携など、一層の定住対策の充実に引き続き努力願いたい。

委員会開催日 7月20日、調査事項、調査第2号「町有林の維持管理について」

説明員、調査内容等については、記載のとおりです。

意見要望といたしまして、森林の水源涵養機能や多面的機能を総合的に発揮するため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などの観点からも、適正な森林施業の推進が求められます。

近年、世界情勢的に木材が高騰し、国産材の利用が促進されているため、町有林の立ち木は、伐期樹齢を超えたものもあり、町の財産を有効活用するため、森林環境譲与税や各補助制度も活用して、間伐等の施業を進めることが、地域経済や地球温暖化の防止にも寄与することになります。

また、林道の管理と合わせて森林の状況を観察し、適切な管理計画の推進を期待するものであります。

委員会開催日 8月24日、調査事項、調査第3号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」

説明員、調査内容等については、記載のとおりです。

意見、要望といたしまして、主要税目の賦課状況については、個人町民税で給与所得者や年金などの所得者の所得割の減少などにより課税額が減少したこと、法人町民税では主に製造業の法人税割が増加したことにより課税額が増となったことが報告された。

税の徴収において収入未済額が減少し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価するとともに、昨年度から取り組んでいるコンビニ収納、スマホ収納が徴収率の向上につながることを期待する。

税は、財政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、健全化判断比率の低下や財政調整基金残高の増加など、財政健全化に向けた兆しが見える一方で、今後、役場庁舎建設工事等に伴う交際費の増加、町立国保病院の経営健全化などの課題も多くあることから、引き続き健全財政が堅持されるよう、歳入歳出と歳出削減に向けて努力願いたい。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

広報常任委員長、4番、遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日6月21日、7月12日、7月20日、7月29日の計4回の委員会を開催し、議会だより第28号の校正、編集を行い、8月15日には議会だより第28号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

例月出納定例検査報告

(10時08分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりでございますので、ご了承いただきたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

●町長

おはようございます。第2回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。初めに、総務課の新型コロナウイルス感染症関係についてですが、認定こども園では、7月に入り感染者が拡大し、その都度基準に基づく自宅療養、自宅待機要請を行っていましたが、感染拡大防止の観点から、7月19日から23日までの間、臨時休園の対応をとったところであります。

次に、町内の感染者数ですが、8月中、下旬をピークに徐々に減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況が続いております。全国的にもオミクロン株、BA5系統を中心とする感染が拡大し、町内においても感染者、濃厚接触者が確認されていることから、9月1日付でこども園、小中学校を通じて保護者の皆様へ、またホームページ等により、町民の皆様に必要な感染防止構造など、改めて注意喚起を行ったところであります。ワクチン接種の状況に関しましては、現在60歳以上の町民、基礎疾患をお持ちの方、医療従事者等を対象に、4回目の接種を行っております。

9月5日現在で60歳以上では、3回目から5か月を経過した対象者の89.4%の方が完了しております。そのほか基礎疾患をお持ちの方などを加えて、全住民の割合にすると37.2%が4回目を完了している状況にあります。町民の皆様には、再三にわたりご協力をいただいておりますが、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、町内における感染防止に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、8月2日、明年12月完成を目指す新庁舎建設工事に先立ち、工事期間中の安全を祈願するため、施工業者主催による地鎮祭、並びに安全祈願祭が庁舎駐車場で執り行われました。当日はあいにくの雨ではありましたが、工事関係者を初め、町議会議員、関係団体の代表者など、60名の方々が参列し、工事の安全と無事を祈願したところであります。

次に、8月9日、奈井江町地域防災セミナーを各連合会、滝川警察署など、31名の参加をいただき、公民館で開催いたしました。

セミナーでは、防災教育アドバイザー、気象予報士の資格を持った講師の方から、避難所運営についての講演、その後、避難所運営ゲーム北海道版D○はぐを使ったワークショップを行い、避難所開設時の地域住民による運営など、ゲーム感覚で学んでいただきました。引き続きいつ起きるかわからない自然災害に対応するため、緊急時の備えと防災機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、企画財政課関係ですが、7月22日、空知地方総合開発期成会による札幌要望を実施しております。本要望は、コロナ禍により、書面要望が続いていましたが、今回は、3年ぶりに直接北海道知事を初め、地元選出の同議会議員、関係機関等に対し、令和5年度の予算編成に向けて、地方創生と地方財政の確立、自治体EXの推進、地域医療の確保と自治体病院等の経営健全化支援など、空知地方の広域的、管内的課題について、強く要望を行ったところであります。

なお、8月4日に予定されていた東京要望については、感染症第7派の影響により、正副会長、理事に絞った編成となり、参加することができませんでしたが、地元選出の国会議員、関係省庁等に対し、国の施策、開発予算等についての要望を行ったところで

あります。

次に、8月31日、株式会社ニコン日総プライムとの包括連携協定締結式を役場で開催いたしました。同社は、人材派遣サービスや高齢者の活躍機会創出に向けた研究開発等の事業を展開されるとともに、地方自治体との連携協定を締結しながら、魅力ある地域づくりに取り組むなど、本町が進める生涯活躍の町について、共通の理念と実施設計を有しております。

また、同社からは、総務省の地域活性化企業新制度を活用した企業人材の派遣に加え、企業版ふるさと納税による寄附についても申し出をいただいております。町としては、この包括連携協定の締結により、相互の緊密な連携と協力を図りながら、生涯活躍の町を初め、地方創生と地域活性化の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業観光課関係ですが、8月30日、農業委員会の水稲作況確認に同行いたしました。令和4年産の水稲は1,096ヘクタールで作付され、品種別にはゆめぴりかが50%、ななつぼしが29%、きらら397が19%の作付割合となっております。天候については、6月前半に低温、強風があったものの、7月以降は天候に恵まれ、生育も平年並みに推移し、不稔病虫害の影響も少なく、北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作況概要において、北海道は平年並みということのようであります。町内にもいよいよ稲刈りの時期がやってまいりました。今後も天候に恵まれ、収穫作業が順調に進み、実り多き出来秋を迎えるとともに、都内有数の米の産地として一層の奈井江産米のブランド確立につながることを心から期待をしているところであります。

次に9月5日、新嘗祭献穀田抜穂祭が高嶋地区の大関光敏氏の圃場において執り行われました。稲の刈り取りは、小学生を含む6名の古式ゆかしい姿の刈乙女が手作業で行い、予定では10月下旬に天皇陛下に献上、11月23日の新嘗祭に奉納されることとなっております。奈井江町が新嘗祭の献穀に選ばれたのは、16年ぶり2度目となりますが、町としても大変光栄なことと感じているところであります。

以上、一般行政報告といたします。

教育行政報告

(10時18分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

それでは、第2回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。6月24日奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議を開催し、3名の委員から昨年教育委員会が実施した事

務事業に対する評価をいただき、報告書にまとめております。各委員からは高い評価とともに、次年度以降の期待、要望についてたくさんのご意見をいただいたところであり、この後、報告案件の中で報告をさせていただきたいと思っております。6月28日奈井江商業高等学校のPRと入学者確保に向けた中学校訪問を行っております。次ページにわたりますが、8月8日までの8回にわたって奈井江商業高校の山田仁樹校長とともに、奈井江中学校を含む中空知、美唄、岩見沢の23の中学校を訪問をし、奈井江商業高校の取組、存在価値、ポテンシャル、そして困り感のある生徒でも立派に社会に巣立たせていく成長の様子、また、町からの支援について説明を行ってきております。

7月20日、親学セミナーを実施しております。子どもたちの学びに対する意欲の醸成には、保護者の協力がとても重要だと考えているものの、過不足を感じる場面が時折あり、その効果的な施策について模索をしている最中であります。

本年度はその対策として、NPO法人キーパーソン21の朝山あつこ代表理事によります大人ができる3つの事、これから生きる子どもに必要な力を育むためにと題する保護者向けの後援会を行ったところであります。

7月21日、奈井江小学校で町長と語る会を開催しております。5、6年生がまちづくりに関わるたくさんの方のプレゼンテーションを町長に行っており、ゆめぴりかやメロン、コンチェルホールなど、子どもたちがタブレット端末を使って作成したアイデアにつきましては、9月10日から約1か月にわたって公民館とみなクルで展示を行い、広く町民にも閲覧をしていただく予定としております。

次ページをご覧ください。

7月26日から「朝カツ！！withななかま」と題し、例年夏休みが始まる3日間だけで実施をしておりました朝活事業を、昨年に引き続き、8日間にわたって開催をしています。子どもたちは、夏休みの宿題、ワークなどのほかに、旭川工業高等専門学校による紙飛行機づくりや中学校の部活動の体験、奈井江町出身で中学校の美術の教科書にも作品が掲載されております本濃研太さんによります段ボールアート作りにも取り組み、また、朝活が終わった後も、8月の6日にはななかまの講師による音楽イベント夏の花リサイタルや8月10日にはノーゲームデーと題した読書イベントを引き続き開催をし、大学生や奈井江商業高校の生徒さんたちのボランティアに支えられながら、学ぶ意欲の醸成はもちろん、子どもたちにとってとても充実した夏になったと考えております。

8月4日、奈井江中学校と高梁市の成羽中学校でオンライン交流会を開催しています。両校の生徒会の役員がインターネットを活用した会議システムZOOMを用いて、学校や町の様子について紹介をし合っております。参加した奈井江中学校の生徒は、とても歴史が古いということが印象に残り、江戸時代から続く町の外観や備中神楽、自慢の花火大会などに興味がわくとともに、ほかの町の文化を知ることは、とても貴重な経験だと感じましたと述べ、冬期に2回目の交流を行う予定となっております。なお、記載はありませんが、奈井江小学校と、成羽小学校でも今月の中旬に交流をスタートさせるほか、奈井江商業高校でも高梁市内にあります岡山県立高梁城南高校との10月交流開

始に向け現在打合せを重ねているところであります。

次ページをご覧ください。

8月25日から26日にかけて新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2、4、5年生の学年閉鎖を行っております。これらの学年で複数の陽性者が確認されるなど、8月下旬に拡大傾向にあったためであります。当時最大で1日18名の陽性者がいたものの、昨日の陽性者数は7名、学年閉鎖はゼロということで縮小をしております。今後も学校、保護者と連携を図りながら感染症対策に努めてまいります。

8月29日、東京大学の体験活動プログラム、ハンズオンアクティビティーの活動先に、本町の公設塾ななかまが採用されまして、東京大学の1年生が1名着任をしております。およそ20日間にわたりまして本町に滞在をし、ななかまに通塾する子どもたちの勉強をサポートするとともに、特別授業として、観光プランやイベントなどを考えたり、ボードゲームや自学ノート作製などの取組を行う予定になっています。

最後にもう1点、資料にはございませんが、全国学力学習状況調査の結果について申し上げます。今回は、速報値といえますが、奈井江の子どもたちの正答率の全道、全国との比較の概略について報告を申し上げます。奈井江中学校においては、以前、数学において全道全国と10ポイント近くの乖離が生じているものの、昨年よりも平均2ポイントほど改善をしております。奈井江小学校においては、各教科ともに全道、全国との差が大幅に圧縮されまして、算数の正答率61%については、全道と同じ数値になっており、奈井江小学校の校長からは、日ごろの学校の取組とともに、ななかまの効果もとても大きいとの評価をいただいているところであります。

なお、本調査は、同じ子どもを追跡調査しているわけではありませんので、単純に昨年との差を比較して、一喜一憂することはありませんが、調査結果から見えてくる傾向やその対策について、各学校でしっかりと分析を行い、次年度以降の学校経営計画に反映していきたいと考えているほか、後日その詳細につきましては、広報ないえなどを通じて町民にも報告をしてみたいと考えております。

●議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時25分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内といたしますので、よろしくお願いいたします。

(1. 1番 篠田議員の質問・答弁)

(10時26分)

●議長

1番、篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。私は、1点についてお伺いします。

本会同電力奈井江発電所は、2019年3月で運転を休止し、3年が経過、北海道電力は、本年6月24日に老朽化と石炭火発を2030年度までに段階的に休廃止する、国の方針に対応するため、道内、炭を燃料とする奈井江火力発電所1、2号基、総出力が35万キロワット、それと、砂川火力発電所3、4号機、総出力25万キロワットを2027年3月末で廃止すると発表しました。また、北電は、廃止後の処遇や跡地の活用法については未定で、砂川市や奈井江町と協議をしていくとのこととあります。

利用火発に納入している採炭業者、空知管内に6社あるようです。奈井江町では2社ということですがけれども、廃止方針を事前に説明し、理解を得ているとの報道であります。

我々議員には、6月定例会終了後にこの廃止の発表があるとの報告が行政からありました。当町の発電所は既に休止されていますが、採炭業者だけではなく、運搬業者等関連業界にも既に打撃が広がっており、次の3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1つは、奈井江町の地域経済に及ぼす影響について、休止以降についてどのように把握をされているのか。砂川市は早急に地域経済への影響を調査すると報道されており、また北海道もなんか調査を始めているというようなこともお聞きをさせていただきます。

2つ目は、休止が発表されたときに、私は2019年の9月の一般質問で奈井江火発の優位性を活かした新たな事業を国連や国等に要請し、保養や地域経済の波及効果が起こるのを商工会などと協議をしながら進めてはと質問をしています。翌年の9月にはほかの議員から休止中の奈井江発電所、町民と議論する場を設けてはとの質問がありました。町長は、休止の段階では北電に要請はできないと答弁されております。これまでの要請の状況についてお伺いしたいと思います。

最後3つ目なんですけれども、北電は、廃止後の処遇や跡地の活用法については、未定で、各自治体と協議をしていくとのこととあり、この協議に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からの奈井江火力発電所の廃止に伴うそれぞれの対応ということでのご質問であります。今ほど議員からもありましたが、既にご承知のとおり、北電奈井江発電所につきましては、設備の経年化の進行に加え、国によるカーボンニュートラルの実現に向けた非効率石炭火力、これのフェードアウトへの対応などの理由によって、砂川発電所とともに2027年、令和9年の3月末をもって廃止することが、北電の取締役会において決定し、公表されたところであります。

1点目の、当町の地域経済への影響ということでありますけれども、奈井江発電所につきましては、現在休止中であり、廃止に伴う直接的な影響は少ないものと考えております。

しかしながら、奈井江、砂川の両発電所の廃止によって、砂川発電所における国内炭の使用が終了する計画となっており、町内にある2つの採炭事業者を初め、運送や燃料納入など、発電所への納炭に関わる協力事業者の方々に様々な影響が生じるものと認識をしております。

このことに関して、北電からは、採炭事業者との間において、採炭終了後の緑化復元計画なども考慮した内容の契約を締結しており、また、発電所廃止に至る背景、取引終了に関して、事前に丁寧な説明をし、ご理解をいただいていると伺っているところであります。

2点目のこれまでの要請活動の状況でありますけれども、奈井江発電所が休止となつて以降、幾度にもわたり藤井社長にお会いし、町全体の経済振興や地域の発展に結びつく貢献がなされるよう、申入れを行ってきたところであります。

また、廃止公表後の7月8日には、瀬尾副社長が来庁され、議長、副議長にも同席をいただきましたが、採炭事業者や当町に対し、北電として今後も信頼関係を深めながら、丁寧に対応していきたいという意向を確認させていただいたところであります。

3点目の今後の対処等についてであります。北電からは、奈井江発電所の跡地利用について、本町に貢献できることを第一とした上で、収益性や持続性、発電所設備の有効利用を初め、北電事業との親和性を前提に、本町のまちづくり計画との整合性を図るなど、検討に受けた方向性が示されているところであります。

今後につきましても、北電との意見交換を行うなど、これまで築き上げてまいりました北電との関係性を維持していくとともに、北海道の地域経済を長きにわたり支えている企業として、北電が果たしてきた姿勢に揺るぎはないものと思っており、発電所廃止後における本町の振興に向けて、誠意ある対応を行っていただけるものと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

篠田議員。

● 1 番

この発電所の廃止に伴いまして、今、町長のほうからもお話がありましたように、採炭業者だけでなく、納炭業者、保守管理ですとか、建設業、運輸業、それと燃料ですとか、車両整備だとか、あとは旅館業ですとか飲食店と、多種多様にわたって影響が出てくるものと思われまます。お聞きをする中では、事業所数、町内だけでも約20事業所ぐらいになるのではないかと。それと従業員についても、約200名程度になるのではないかと。影響額については本当、数十億になるのではないかとというようなお話もお聞きをしております。そんな中、経営の縮小ですとか、中には廃業も検討する事業所も出てくるのではないかと。大きな経営方針の転換をしていかなければならないというようなことで、非常に苦慮されているような状況です。また、労働者の方々、事業所が雇用や、やめた場合、やはり働く場を求めての動きになってきますので、人口の流出などにより、なお過疎化に拍車がかかってくるのかなとも思われまます。このような中で、やはり北電さんは北電さんでそれなりに地域のことを考えてやってはくれると思われまますけれども、これまで携わった方々、それと町内の経済界の方々とともに、やっぱり跡地の部分、奈井江町にとって経済の部分ですとかこういうような部分でも、少しでも機能できるような形になるものを皆さんと協議をしながら、北電さんに要請活動なりをしていくべきではないかと思われまますけれども、その点についてお聞きをしたいと思われまます。

● 議長

町長。

● 町長

今後の北電との対応の仕方ということかと思われまます。ご質問にもありまましたけれども、それぞれ影響が考えられまますけれども、跡地利用の検討につきましましては、新たな事業に対する収益性、先ほど申し上げまましたけれども、収益性でありますとか、持続性などに加えて、発電所の廃止まで約4年半という限られた期間の中において、円滑に検討を進めていくことが求められており、さらには北電として責任のある事業展開が求められることから、北電が主体となった検討が行われる必要があるものと考えております。しかしながら、検討に当たっては、本町の将来におけるまちづくりのビジョンとの整合性と合わせて、これまでの本町と北電との関係性や信頼性というものが形となった地域振興につながる取組への検討が行われるよう、引き続き北電との情報を共有していきたいというふうにご考えております。

また、地元の企業、団体ということではありますけれども、北電において跡地利用に関しての基本的な方向性が定まり、地域の関係者に対し、説明等を行う必要性が生じた場合については、当然のことながら、北電としてしっかり対応していただけるよう申し入れを行いますし、地域の皆様とも当然情報を共有していく、こんな考えで取り組んでいきたいと思われまますので、理解をいただきたいと思われまます。

●議長

篠田議員。

●1番

確かに北電さんが今後どのようなことに考えていくかもあるのでしょうけれども、やはり地域の思いというか、考えをもう休止にもなり、3年たって廃止というような形になっているような状況ですので、やはりここは地域の皆さんに情報を共有してもらいながら、一緒に考えていって、要請すべきことは要請をしていかなければならないのかなと思います。町内の経済界や町民にとっても本当、危機的な状況の1つでもあると思います。行政と経済界が一体となって今言いましたように情報を共有し、知恵を出し合っ、て、北海道電力を初め、国や道へ地域振興を要請していくべきだと思いますが、その点について、再度、確認をさせていただきたいと思います。

●議長

町長。

●町長

再三にわたってご質問でありますけれども、基本は、やはりまず企業がしっかりとそこに、将来的に長きにわたって地域の中でも役割を果たしていただけるような対応をしていたらかなければならないわけですから、その辺の基本的な持続性という、収益性があるの持続性当然つながってくることだと思いますけれども、そのことができる計画、企画をお示しをいただいて、そのことを踏まえた上で対応することが必要なのかなと思っています。本町が主体的にそこを企画立案して提起するというようなことに関しては、今現在なかなか難しい状況にあると感じておりますので、その場、状況が生じたときには、繰り返しになりますけれども、しっかりと皆さんにご説明をさせていただけるような場を設けていくことが必要だと考えております。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

(2. 4番 遠藤議員の質問・答弁)

(10時40分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

4番、遠藤議員。

(4番 登壇)

● 4 番

おはようございます。4 番、遠藤です。このたびは町長に大綱 2 件の質問をさせていただきます。

まず、1 点目に、町道の樹木の整理についてということでお伺いたします。

近年、全国的に多くの自然災害が発生し、その影響による樹木の倒木や電柱の倒壊などが発生し、電線が切断され、通信が不通になるなどの事案が多く発生しています。このたびの台風 11 号も沖縄県一帯に予期しない樹木の倒木による被害と停電が発生をして大変な状況となっています。本町においても、決して他人事ではなく、万が一に備え、日ごろから点検や整備の心がけが大切だと思います。

昨日の強風でも、町のあちこちで樹木の枝が折れているという話も伺いました。そこで、災害時に障害となるような危険な箇所が町にはないのか、また、2 点目には、今後道路パトロールと併せて、樹木の点検の実施、また道路にはみ出している枝の剪定、また老木の伐採などの必要性はないのか、町長にお伺いたします。

● 議長

答弁を求めます。町長。

● 町長

遠藤議員からの災害時といいますか町道等の樹木が災害時に被害を及ぼさないかというようなことの質問だと思います。昨日、想定したよりも風が大変強かったのですけれども、被害が比較的少なくて済むような風だったのかなと思っています。今朝ほど担当職員が既に町内の道路をパトロールしていただいて、6 時前になりますけれども、報告を受けております。今ほど申し上げたており、おかげさまで大きな被害がなく、ただ、議員も通ってきておわかりのとおり、道路に木の枝がたくさん散らばっているような状況でありますし、一部倒木があったのも事実であります。そんな状況でありますけれども、答弁としてこれから申し上げますが、災害の発生時に町道の樹木が原因での支障が起きる可能性があるところの把握、そして、点検等の必要ということでのご質問と思います。町道の樹木という形でのご質問と思います。町道の樹木という形での捉えているものとして、街路樹と道路用地に自然に生えてしまった樹木、という区分けをさせていただいて、街路樹に関しましては、平時にパトロールの結果や住民の方々などからいただいた連絡などに基づいて、剪定、伐採を行っておりますので、これが、平常時、支障の原因となる可能性というものについては、低いと捉えております。また、道路用地に自然に生えてしまった樹木についても、道路に枝が張り出して支障が考えられる場合については、それぞれ対応を行っており、支障の原因となる可能性は少ないものと考えております。ただ、災害時では時として想像を超えた被害が発生することがありますが、自然物である樹木が原因となる道路交通への障害など、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えています。

なお、電線に近接している樹木については、町による作業が行えないため、電力会社

に支障の恐れがあるところを伝えて、対応を依頼したり、あるいは電力会社の判断による対応が行われております。その結果を一つ一つ確認をしておりますので、申し添えておきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。今のところは町としては心配のあるような箇所がないといったことで理解をいたします。日頃現場で働く土木とか、そういったところで働く人たちの声として、町なかでも除去してほしい、木や剪定してほしい箇所がありますと。また時折町民の方から、先ほど町長もおっしゃられましたように、町民の方からこの木を切してほしい、あるいは剪定をしてほしいという声をかけられるということも聞いております。先ほど町長も、その話があった際には、町として対応しているということでしたので、そこら辺は理解していきたいと思っております。

また、作業車で走行しているときに、枝が車道に出過ぎていて、それを避けながら走行していたのですが、機械の一部が枝に引っかかって、ちょっと部品が落ちてしまったといったことが昨年あって、課のほうに相談をして、その枝を切ってもらったと、そういった経過もありました。これは19号の工業団地の西のほうだったのですが、ついこの間あそこを仕事があって通ったときに、物すごく気になって。剪定してあったのですよ。本来ならとても見栄えのいい松の木だったのですが、あれを下のほうからすぽっと切って、影も形もないような形になって、哀れな形になっていたもので、これはちょっと残念だったなというふうに思いますけれども、景観がとてもすばらしい景観のはずが、本当に木の枝というのか木しか立っていない、それこそ150センチか80センチの高さでぶつと切ってあるものですから、枝も1本か2本ついているだけの哀れな形になっていたもので、これはちょっと残念だったなと思っておりますけれども、それはまたやむを得ずと思って見ました。こうした部分というのは、やはり町の財政も厳しいものですから、割と後回しになりがちな部分ではないかなというふうに思っております。要望になりますけれども、先日の議会懇談会の中でも、国道沿いの雑草がひどい、美化に心がけてほしいという、そういった声もありましたし、歩道のない道道では、アカシアの木が増えて、枝が車道にまで伸び放題となり、車を傷つけるような、そのような状況になっているところもありました。また、駅前周辺の樹木についてですが、バス停の待合室の並びになります。そのあたりは、道道と町道が複雑になっているということでしたが、今はもうとても景観がよく、心地よいのですが、枝も大きく張っている状態で、冬になると枝からの雪が落ち、歩道が歩けない日もあります。車道を歩かなければならない、そんな状況にもなっているときがありました。枝に積もった雪の塊が通行人の方にちょっとすり寄ってきているのをみてちょとひやっとしたこともありました。

今後景観を守りつつ、高さの制限をし、電線より、私は、下になるように枝の剪定をして行ったらいいのではないかなと思っています。こうしたことも道道なので、道のほうに町のほうからしっかりと要望していただきたいものと思いますが、町長の考えをお願いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

まず、工業団地の樹木等の管理、伐採の仕方ということでのご意見いただきました。本当に、実態としては議員がおっしゃっていること十分認識をしておりますし、私も時よりあそこ、自転車だとかいろいろなことで通る機会があって、樹木もそうですし、残念ながら道路の歩道等のところにも雑草がいっぱい生えている状態で、なかなか管理が行き届いていないということは、これは、正直、行政として大きな責任であるということについては痛感しております。ただ、これは道道、国道もそうですけれども、本当に財政的な問題だと思っておりますし、道の担当部局だとか、いろいろところで意見交換をする場もありますけれども、本当に維持管理に要するコストをどのように確保していくのか、そして、人材等も含めて非常に大きな課題と伺っておりますし、これは、まさしく奈井江町においても同じ課題があります。もう一つ申し上げますと、やはり人口が減少していく中で、公営だとかいろいろな社会資本といいますか、そういうものの維持管理に要するコストと今度通常の生活だとか社会的な生活だとかということを持続するためのコストとの配分ということが大きな問題となってくると思っております。そういう中で、今、議員からのご指摘がありましたとおり、例えば駅前の樹木の維持管理、伐採等々、剪定等についても、そうでしょうけれども、やはり奈井江町が公園の維持管理において遊具だとかもやはり幾つもある中で、重点的なところ、あるいは地域の人たちには申しわけないけれども、重点から外れるといいますか、ランク下へ下げたいというような、そういうような形の維持管理だとかということは、考えなければならない時期に来ているのかなと思っています。ですから、多くの人を利用する場所、そして集っていただけたところは当然確保しなければいけませんから、そういうところに対して、できるだけ資源を投入する、申しわけないけれども、利用率が低いとか、そういうところについては、2回のところを1回でとかという、そういう形の維持管理というものがこれから求められてくると思っております。答弁にならないかもしれませんが、やはり限られた財源でできるだけ皆さんの環境、精神的なことも含めて、気持ちのいいまちづくりを進めていくよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長

遠藤議員。

● 4番

私もそのようにいろいろと想像していましたが、町長のおっしゃることよくわかります。もう一つ、ほかの町の事例ですけれども、個人の敷地内の中でも道路に張り出したような樹木だったり、枝だったりというところを、適切な管理をお願いしていただくようにご協力をお願いしますということを、広報とかでもお知らせしていくことが大事ではないかなと思いました。特に、除排雪するときは、とても邪魔になるようなところもあるということも伺っておりますので、やはり今後その辺も検討していただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで1つ質問を終わります。

次は、当面の管理について、お伺いいたします。

これまで、公園の管理については、過去のいろいろな懇談会の中から、様々な要望が出されていたと記憶しています。草刈りの回数を増やしてほしいとか、防虫の防除やカラスの駆除、また大きくなり過ぎた樹木の剪定や伐採などの内容だったと思います。これまで、そのような声に対し、どのように対応されてきたのか、お伺いしたいと思います。

また、今でもやはり樹木の対応については、短く伐採してほしいとか、枝の剪定ができないのかといった声もあります。この辺は、コミュニティーの場、そして子どもたちが安全で安心して遊べる場ですから、景観を守りつつ、樹木の剪定、場合によっては伐採などの適切な管理が必要ではないかと思っておりますので、町長のお考えをお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

公園の適正な維持管理ということでございます。先ほどの道路、街路樹の維持管理も、基本的な考え方というのは共通するものがあると思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思いますが、実は、カラスが公園の高木に巣を作ると。木を切ってくれという申し出もありました。直接私のところにも来ましたので、現場も担当と一緒に見させていただきましたが、私からのお答えをさせていただいたのは、届くところで、できるだけ危険性のない対応で、高いところの枝をカラスが巣をつくるようなところはできるだけできる限りのことをして、切りましょうと。ただ、地元の方は、いっそ根から切ってくれというような要望もいただきました。ただそれは、議員もおっしゃったとおり、公園というのは何のためにあるのか、その樹木は何を目的として植えられているのかということも考えたときに、僕は根からは切りませんとはっきり申し上げました。公園の維持管理、そういう意味では、本来はそれぞれの木がある程度きちっと管理されて、日陰もできて、そしてベンチもあってというようなことが一番望ましいのでしようけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、残念ながら、全ての公園にお

いてそういうことができる状況にありませんので、道具の整備と併せて、重点的なものを管理をさせていただいております。そして、東町ですとか、本町ですとか、地域の皆さんがボランティアとして草刈だとか、剪定をさせていただいている公園もございます。本当にその人たちについては、感謝を申し上げたいと思いますし、そういうことによって、地域の子どもたちが集まってきて、そこで遊んでくれるということ自身が地域のにぎわいになったり、周りの住んでいる人たちにとっても、心の安寧を与えるものだと思っております。重ねてお礼を申し上げたいと思っておりますが、そういうことも含めて、どの公園を重点的にそういう形で整備するのかということについては、もう1回、しっかりと考えていきたいというふうに思っています。全ての公園をなかなか思った通りの形で維持できるということについては、現在、非常に時間とお金と人材というようなことも含めて、難しい状況にありますので、できる限りのこと前向きに取り組みたいという姿勢だけしか今ここで申し上げられませんが、そのような形で進めていきたいということをお願いして答弁に代えさせていただきます。

●議長
遠藤議員。

●4番

全ての公園、町の中に何か所もあって、それを全てきれいにしていくというのは本当に無理なところもあるのも重々承知しています。今また1か月ぐらい前でした。文化ホールの前に、花もきれいに植えられました。やはり、少し話がずれてしまいますけれども、文化ホールに来てくださる人たちに、あそこのきれいな花壇を見てもらいたい。そして、ご夫婦で朝の涼しいうちからあそこの草取りをしたり、本当に頭の下がる思いで、3回ほどお会いしたことがありました。そして、話したときに、本当に自分のうちの花畑のようにしてきれいに手入れをしてくれている、本当に町のほうから感謝状をあげてほしいなというくらい手を加えてくれていました。

その様子を見たときに、自分のはいている軍手を脱いでそして、あそこのモニュメントをちゃんと磨いている、クモの巣を取ったりなどして、本当にきれいにしてくれている、本当に涙が出るぐらい何かとっても嬉しくて、本当にありがとうという気持ちでちょっと話をさせてもらったことがありました。これまで住民の要望も取り入れて、今の公園の形ができ上がったと思います。例えば、南町の公園、あそこの樹木を全部伐採してほしいといった話もあるようですが、私もまたあそこ全部切ってしまったら、ただの野原になって、何も無い、ただの原っぱで、何か寂しい感じの公園になってしまうなというふうに思うので、本当にあそこ、景観をつくって、公園らしくしてほしいなという、またそういう要望も要望したいと思います。特なかよし公園、今ではちょっとした遊び場もあそこあって、とても子どもたちにはいいのではないかなと思って見ているのですが、こども園の子どもたちを連れて散歩に出たときに、時折あそこの公園に寄って遊ぶことができますという話、聞きました。そしたら、あそこの公園では、ちょっと死角になる

部分があって、遊ばせるには、ちょっと怖いというのか、気を使わなければいけないので、あそこの公園はちょっと使いづらいのですといった話もあって、そこは、極力、年にそれでも3回ぐらい行くかなという話をしていましたけれども、ほかの公園利用して遊んでいますという、そういった話も耳にしました。公園の整備は、毎年ちょっと少しずつメンテナンスをしていけば、ある程度の費用でそれこそ収まるものが、やはりどの公園もかなりの大木になっていますから、今でもそれを全部きれいにしてといたら、本当に何倍もの費用がかかってしまいますので、町長が言うように、本当に何か無理があるのもよくわかります。今後、それでも毎年少しずつでも予算をつけて、樹木の管理を行っていただきたいなと思います。やはり公園は、暑い時には日陰でも行って本を読んだりしてみようとか、また、友達とおしゃべりでもしようかと。やはり町民に親しまれる、気楽に集う場所であってほしいと私も思います。また、議会だよりの中から、町外から定住された方を紹介する欄があります。その中で、要望がありました。白樺公園について、遊びに夢中になっている子どもたちがいて、時間を忘れてしまうと。そういったときに、あそこに時計があればという、そんな要望がありました。時計でなくてもいいのです。例えば、5時か6時半ぐらいになって子どもたちが帰る時間に鐘が鳴るか、音が鳴るか、何かそんなような知らせがあったら、とてもいいなという、そんなお話もありましたので、検討願いたいと思います。

これは、町民のお話など、少し付け加えてお話ししましたけれども、これについて町長からもう一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長
町長。

●町長

再質問に対してお答えをしたいと思います。まずは、本当に今議員がご指摘の通り、文化ホールの前の公園は、去年、今年と本当にボランティアの皆さんが力を入れていただいて、今年は特に本当にきれいな形になっておりますし、実は国道でも、ある企業さんが毎月ごみひろいをしてくれていたり、また、町内でも本当に個人的な方ですけれども、毎週ゴミ袋を持って、毎週でなくて、もっと頻繁にやっているときもあるのですが、ごみを拾っていただいたり、公園のゴミだとか、道路のごみを拾っていただいたり、まさにそういうことを続けていただけることで、まちづくりというのがかねてから申し上げている地域包括ケアというのは、そういう見守りも含めたお互いが自分でやれることを、変な意味での自助ということじゃなくて、お互いが助け合ったり、自分でやれることをやってまちづくりにつながれば、絆だとか、いろいろなものが生まれて、すてきな町になるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、改めて、ボランティアの皆さんに心からこの場でお礼を申し上げたいと思っています。そして、都市公園だとかの樹木の剪定等々について、遅ればせながらなのかもしれませんが、今年度から都市公園の維持管理委託業務の中にですが、本当に若干ですけれども、樹木の剪定

というような業務も追加させていただいて、本当にまさに委託業務ですから、予算の範囲内でしかできないのですけれども、少しでもやっていただくということで、今年まずは南町公園で、少し手を入れさせていただいたのが実態でございます。繰り返しになりますが、一遍に全部できないのですけれども、そういう形で少しずつ、1つずつやっていきたいなと思っておりますし、今ほど白樺公園の時計などの話もありましたけれども、子ども子育て会議等々でお母さんたちのご意見とか、いろいろな形のものを出していただきます。今おっしゃったようなことも含めて、いただいておりますので、それらを十分検討させていただいて、繰り返しになります。やれることについては1つずつやっていきたいと思っておりますし、子どもたちからいただいた意見というのは、できるだけ大切に取り組みたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございました。今後、町民に親しまれる公園になるよう期待して質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時06分)

(3. 6番 笹木議員の質問・答弁)

(11時14分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番笹木利津子です。さきの通告に従い、町長、教育長にお伺いいたします。

女性は生涯を通じてホルモンとの関係で体調不良を起こしやすいものです。女性が健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために厚労省は3月1日から8日までを女性の健康習慣と定め、女性の健康づくりを国民運動として全国で

展開し、各地で取組が行われております。女性の健康を取り巻く環境は、初潮、妊娠、出産、閉経など、ライフステージ応じて変化し、段階に応じた健康支援が必要とされております。特に近年、晩婚化、晩産化が進み、仕事と育児や子育て、介護の両立など、女性が置かれている社会環境は、厳しい状況と言えます。女性の活躍、推進実現に向け、月経関連疾患や女性特有のがん対策への適正な対応が急務とされております。働く女性の約80%、思春期女子の約80%が月経痛などにより、就労、勉学、スポーツに影響を受けていることが明らかになっております。このように思春期の生徒が月経疾患関連により勉学や体育に影響を与えているにもかかわらず、生徒の多くは、学校ではあまり相談できない実態があるようです。月経痛があっても我慢している生徒が多く、そのまま放置し、成人になったときに子宮内膜症を発症し、放置すると最悪不妊や子宮摘出に至ることもある。初期の段階で適切な治療を受けさせる必要があると考えます。そのためにも、正しい知識の啓発が生徒のみならず、運動部の顧問や相談の窓口にもなる養護教諭に求められます。また、母親が我が子に婦人科受診をさせることへの抵抗があり、治療が遅れるケースもあることから、保護者への啓発も重要と考えます。

そこで、学校教育における女子生徒への健康支援をどのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

今から6年ほど前に、スポーツ庁が実施をしたアンケート調査、子どもの体力向上課題対策プロジェクトでは、笹木議員が今ほど言われました思春期女子の80%の部分がありますが、8割の生徒が月経に関して、勉強や運動に影響を与える症状があり悩んでいると。また、月経に起因する不調があった場合、親に相談するが7割ある一方で、誰にも相談しないというのが3割という回答があり、そのアンケートの中で、1人で抱え込まない環境づくりが必要ということで示されております。

さて、この調査は、千葉県の大きな中学校と高等学校のそれぞれ1つの学校で、1つずつの学校での女子の調査でありますので、改めて地方の小規模である奈井江の環境づくりについて、確認をさせていただきたいと思えます。

まず、保健体育の授業では、国が定める学習指導要領に基づきまして、体の成長や心の発達、風邪や食中毒、感染症など、病気の予防といった児童生徒の学年に応じた授業が行われるとともに、今ほど質問のありました月経に関する学習につきましては、思春期における心と体の発達の単元の中で行われているほか、保健福祉課の保健師によりまず中学校での思春期教室という授業が各学年で行われておりまして、その中で月経の仕組みや月経による体調の悪化、気持ちの落ち込み、そしてそれは個人差が大きいといったことなどをしっかりと授業の中で伝えております。

次に、先生たちの日ごろの対応についてであります。今ほど申し上げたように、奈

井江の場合は小規模校でありますので、各担任はもちろん、男性も含めて、各担任はもちろん、養護や体育教諭、部活動の顧問が子どもたち一人一人の体調の変化に対する気づきと、その情報共有が既になされているとともに、保護者からも子どもの登校時に学校のほうに今日は生理痛がひどいのでというような連絡なども行われております。

体育や部活動の場面でも、児童生徒の体調が悪いときには、子どもたち自身が、担任や部活の顧問に対して、遠慮することなく今日は体調不良でとか、今日はちょっとお腹が痛いのでという申し出を行える流れが既にできておりまして、授業の見学や部活動を休むなどの対応がスムーズに行われております。

また、児童生徒が体調に関する個別の相談をしたい場合にも、担任や養護教諭がその子のプライバシーに配慮しながら相談に乗り、単に月経にとどまらず、ダイエットやストレス、過度な運動等々、生活習慣も含めた個別指導を行われている現状にあります。児童生徒が自身の不調を訴えることによる心理的な負担を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していないことにより適切な助言や指導が受けられないという状況は、現在のところ奈井江ではない状況にあるといえます。

他方、本件について、校外まで俯瞰をしますと、この後、町長からも詳細な答弁があるとお聞きをしておりますが、保健福祉課で行っておりますすこやか検診の際の結果が出たときの相談というのですか、その体制も既に整っている状況でありますので、まずはここまでご理解をいただけたらと思います。

答弁をもう少し続けますが、思春期女子では腹痛や頭痛、吐き気などの症状、特定の疾患がない機能性月経困難症の場合が多く、町内の小中学校においても昨今、通院につながるような事例はありませんが、痛みの感じ方一つ取っても、一人一人に個人差があり、これからもこの程度で相談してもいいかなと躊躇する児童生徒が出てくるかもしれませんので、また、一方では、体調の不安というのは女子生徒だけに限りませんので、改めて、最後に奈井江町の学校及び教育委員会の基本的なポリシーを述べたいと思いますが、女子に限らず、全ての児童生徒が自分の体調などに少しでも不安がある場合には、1人で悩まず、気軽に相談できるよう、担任や保健室を中心に、また、保健福祉課や保護者の皆様と連携をしながら、常に門戸の開いた体制を継続し、児童生徒の健やかな成長を願い、サポートしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

●議長

笹木議員。

●6番

今ほど教育長から丁寧な答弁をいただきました。今回、このような質問をしましたけれども、残念ながら私自身女の子を育てた経験がなく、ですから、その都度の年齢に応じた女子、女の子の変化は実際のところわかりません。ですが、しかしながら大人になっていくための本当に小中学校、大切な期間だと考えております。今ほど教育長の答弁

にもありましたけれども、とにかくにも一番大事なの一人を抱え込まないということだと思いますよ。ですから、学校での相談体制、キャッチできる体制、今ほど答弁伺いましたら、しっかりまたできているということでもありますので、そこに至らない、なかなか届けない子どもが本当にいないのかというのは、1つ疑問で思います。要するに保健室には行きやすい状況ができているのか、保健室なり養護教諭なりといっても、まずは1段階担任の先生を通すと思います。担任の先生は粗々男性の先生ですから、今の子どもはそのようなこともないのかなとも思いつつ、男の先生には言いやすいのかなとそうように思っています。

また、保健室ですけれども、例えばその子どもが保健室に行ったときにしっかり手当をするための例えば痛み止めだとか、そういうお薬などの部分も十分に確保ができているのかという部分です。あと、保護者への啓発ですけれども、この保護者の啓発というよりも、保護者と、すごくデリケートな問題ですから、保護者と学校とがこの件について話し合うというか、話した結果が何かしらあるのかという部分、再度、教育長に伺いたいと思います。

●議長

教育長。

●教育長

いろいろと努力してもやはり少なからずこぼれているところというところは、すごく配慮していかなければならないことなのかと、本件に限らず、していかなければならないかなと思っております。

改めて今回質問いただいて、小中学校にいろいろと確認をさせていただいて、中学校の養護教諭については、この4月からの赴任ということだったりしたものですから、この辺もしっかり確認をさせていただきましたが、日ごろから生徒の中に溶け込んでいて、その辺の目配りはそれぞれできているかなと思っております。

例としてお出しするのが適切かどうかわかりませんが、以前、保護者の方から、お子さんの初経が始まったのだけれどもどうしたらいいのだろうかというようなことを養護教諭のほうに問い合わせというか、相談があって、そういうものに対してもしっかりと、お母さんこうあるべきですよというような回答というか、相談に乗ってあげたという実例もありますので、非常に今回の件に関しては、学校、男性教諭も含めて、近しい関係を構築できているのかなと思っておりますので、改めてこの子どもたちと先生、それから保護者との関係性をしっかり維持していくことが私の務めでもあるのかなと思っておりますので、それについて、引き続きしっかり継続していきたいというふうに思っております。

●議長

笹木議員。

● 6番

ありがとうございます。要するに、学校内であっても、まず子どもたちが我慢することがなく、気軽に相談ができて、明るい学校生活を送ってもらえるように、もう、教育長も男性ですから、少なくともこのつらさは多分、もちろんわかるものではなく、つらいですよ、なかなか。ですから、そういうものを、変な話、これ大事な部分ですから、周期的には毎月そのようなつらい思いをするのですから、先ほど女子ばかりではないですよと話もありましたけれども、ぜひ女子生徒の健康支援をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。ライフステージに応じた女性の健康支援について、町長にお伺いをいたします。

今ほど教育長への質問でも申し上げたとおり、女性は様々な体の変化と日々戦っているとんでも過言ではないと思っています。35歳以上の女性において、50%以上が更年期障害により就業に影響を及ぼす。45歳から60歳の1,000万人の対象の調査では、半数の500万人が更年期障害により著しくQOL、すなわち生活の質、人生の質の阻害を受けている推計もあります。その経済的損失は、計り知れません。また、管理職に当たる女性の中には、更年期障害のため、役職を受ける自信がなく、持っている力を十分に発揮できない方も存在するのではないのでしょうか。女性の活躍を推進する上で、大変な損失と言えます。さらに更年期障害はこのような弊害をもたらすだけでなく、老年期に向けて骨粗しょう症、血圧、精神神経症状など、健康寿命にも大きく影響を与えると考えます。例えば、健康診断の間診票に、月経関連疾患に関する質問項目の追加などにより、なかなか受診率が上がらない、女性特有のがん検診の啓発にもつながると考えます。

とはいえ、つらい状況であるにもかかわらず、自発的に相談するということは非常に難しい、デリケートな難問です。月経関連疾患や更年期障害について、正しい知識の啓発や高血圧、糖尿病など、生活習慣病の相談窓口の周知などを行っていても、その相談窓口まで足を運んでもらい、状況の改善につなげてあげるのはどうすればよいか、町民にとっても、健康面で身近に相談し、頼りにしているのが保健師さんの存在です。できれば相談窓口の間口を広げる、気軽に相談できる体制をぜひ考えてほしいと思っています。

そのための保健師の体制は充分であるのかという点です。それぞれの施策に保健師が配置され、事業を進めていると思いますが、保健師からの聞き取りなど、相談窓口の機能が充分なのか、これらの点を町長にお伺いいたします。

● 議長

答弁を求めます。町長。

● 町長

今ほど笹木議員からのライフステージに応じた女性の健康支援ということで、1つに

は女性の健康支援として、相談窓口の周知が有効であるけれども、十分なのかという点が1つと、もう一つは、気軽に相談できることを考えたときに、その相談に対応する保健師の体制は十分確保されているのかという2点ということで捉えさせていただきます。

まず1点目の女性の健康支援における相談窓口の周知についてであります。女性は、性ホルモンの影響を受けやすく、ライフステージごとに、思春期の性感染症や月経のトラブル、婦人科の病気、女性特有のがん、更年期には、肩こりやめまいといった身体的な症状のみならず、不眠や気分の落ち込みなど、精神的にも様々な不調を起こしやすいことは、認識しているところであります。

ライフステージごとに体調不良を起こしやすいからこそ、予防法や対処法をしっかり把握し、一人一人が生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう、サポートしていくことが大切であるとともに、家庭や地域、職域、学校など、社会全体で健康問題を共有し、健康でその能力を発揮できる社会となるよう支援していきたいと考えております。

女性の健康問題は非常にデリケートで、一人一人症状も重症度も異なりますので、保健センターにおいて、保健師が個別に相談対応しております。また、気軽に相談できるよう婦人科検診の問診のときや小中高生のすこやか検診の結果説明会のときに、保護者からお子さんの思春期における相談を受けるなど、様々な場面を通じて、相談対応をさせていただきます。

さらに、知識や予防法の普及啓発といたしまして、中学校や奈井江商業高校において保健師による思春期教育を実施しておりますが、小中高生の健やか検診において若年者向けの女性の健康手帳を配布するなど、婦人科検診においては更年期の情報を含めた女性向けの健康手帳を配布、広報等でも女性の健康づくりについての情報を発信しております。

様々な取組をしておりますが、非常にデリケートでもあり、女性特有の身体的精神的な悩みから相談のしづらさも考えられるため、気軽に相談できることを含めて相談窓口の周知をさらに強化するとともに、各種保険事業を通じて、月経関連疾患や、更年期障害、生活習慣病の情報発信と相談窓口のPRを行い、女性のライフステージに応じた相談対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

それに伴って、2点目の対応する保健師の体制ということではありますが、女性の健康支援には主に保健センターの保健師と常勤職員4名と短時間勤務の会計年度任用職員の保健師1名が担っており、常勤4名のうち、現在1名が育児休暇中となっております。近年、少子高齢化に伴う課題や住民ニーズの多様化により、保健施策に係る期待も大きく、業務も増えている状況にあり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、ワクチン接種業務に膨大な時間を要し、保健予防活動が十分に展開できていないと。これは正直な実感であります。

新型コロナウイルス感染症が収束して、ワクチン業務が縮小したとしても、保健予防活動に係る業務は増えることが予測されている中、現体制が充分と言えないと認識しております。かねてから保健師が不足しているのではないかというご指摘を笹木議員からも何回もいただいておりますし、今後、令和6年度に向けて子ども家庭センターの設

置ということで、まさに生んだときからといいますか、妊娠から、女性の母子の対応をきちんとするというような系統立てた対応というのが求められる、そういう家庭センターという設置があります。そして、先進保健体制の市町村対応など、保健師業務がさらに増大するということが見込まれますので、来年度から保健師の体制強化を図っていききたいということで今準備を進めさせていただいております。

今後も女性へのきめ細かい健康支援をさらに進めていけるよう、必要な情報提供、相談窓口の周知、個別性に沿った丁寧な相談、対象者に寄り添った支援を行い、女性の健康支援を遂行してまいりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

●議長

笹木議員。

●6番

先ほどの教育長の答弁また今ほどの町長の答弁、今ほとんど同じような内容の質問ですけれども、大げさではなく、女性に生まれて、そのライフステージの時々悩み、つらさ、不安、数知れずに誰もが経験しながらの一生と私は思っております。今ほど答弁いただきましたけれども、この点についても、本当、だから光を当ててしっかり対応していただけるというふうに私自身も受けとめました。相談窓口まで本当に足を運んでもらうというのは悩んでいてもなかなか難しいことでもありますので、ぜひまた、本当に気軽に相談できる体制を、また保健師さんとその町民の方の近いというか、相談できる体制もまたつくっていただけたらと思います。本当に、抱えている人はたくさんいても、昔からこんなものだろうと言いながら我慢しながら、一生終わるというケースもあるので、ぜひいい状態になっていただけたらなと。私も保健師の確保という部分では何度も北町長のときから質問もさせていただきました。本当にうちの町の保健師さんって、頑張ってる仕事していると私は思っておりますよ。それで、新しいモデル事業だ、施策だ何だって、仕事が増えていて、本当にこんなにたくさん保健師さんの仕事が増えていて、保健師さんが増えなくて本当に手が回るのかな。しっかりまた町民の方のためですから、仕事ができるのかなという思いがあって、何度も質問させていただいたのですけれども、やっとといえばやっと、今ほど町長が答弁いただいて来年からということであり、再来年からということでもありますので、再来年ですものね。でも、いずれにしても、増やしていただけるのは本当にうれしいなと。ぜひ、再質問はございません。ぜひ女性のための健康支援ですけれども、重く尊重していただき、施策の推進をお願いいたします、質問を終わります。

●議長

町長。

●町長

再質問ではないということですが、新たためて一言だけお話をさせていただきます。今ほど、私どもの保健師の活動に対する本当にご理解のある質問をいただきました。私としては、人口が減少する中で、それに応じた職員体制、規模というものが非常に行財政改革の中でいつも議論される場所にはありますけれども、これからまさに人口減少が進み、子どもたちが少なくなっていく中で、そこが、そのことをしっかりと支えていかないと、地域が維持できないし、そこに住む人たちがお年寄りも含めて生き生きとした生き方を、生活をするためには、ぜひ、子育ての支援でありますとか、教育の支援ということが欠かせないものだとして認識をしております。そういう意味で、今議員からお褒めをいただきましたけれども、私どもの保健師が本当に非常にハードな中で活躍をしてくれていることに対しては、私もうれしく思っていますし、自慢できるものだと思っています。そういうことでありまして、今ここで申しあげますが、来年の4月以降の採用に向けて、今採用も決定をさせていただきました。少しでもそういう意味で、それは、行財政改革という大きな課題がありますけれども、地域づくりと考えたときに、そののところをしっかりと踏まえて、行政の推進体制をつくっていくことも私の使命だと思っていますので、ぜひご理解とご協力をお願いします。

● 6番

ありがとうございます。

● 議長

笹木議員の質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時43分)

● 議長

日程第6、報告第1号補助団体監査結果報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

● 副町長

定例会出席お疲れさまです。それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号補助団体監査結果報告について。

地方自治法の規定により、令和3年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より報告があったので、これを公表する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

本件に関しましては、詳細については別冊で配布してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。令和3年度に財政援助を行いました58事業のうち、小学補助金等を除く36の事業について監査が行われ、各事業とも町の補助を確実に収納し、目的に従った執行がなされているとの報告があったところであります。

以上、補助団体監査結果報告についてご報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時44分)

●議長

日程第7、報告第2号令和4年度に公表する健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号令和4年度に公表する健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

令和4年度に公表いたします健全化判断比率については、令和3年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから、該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については、10.1%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については、36.8%であり、いずれの比率につきまし

ても、早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率についてご報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長

以上報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を報告済みといたします。

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(11時46分)

●議長

日程第8、報告第3号令和4年度に公表する資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3ページをお開きください。

報告第3号令和4年度に公表する資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

令和4年度に公表いたします資金不足比率については、令和3年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では資金不足は生じておりません。

病院事業会計では、資金不足比率12.0%となりましたが、早期健全化基準20%を下回っております。

以上、資金不足比率についてご報告いたしました。よろしくご承認くださいますよう、お願ひ申し上げます。

●議長

以上報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を報告済みといたします。

ここで、昼食のため休憩といたしたいと思います。会議の再開は1時といたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(休憩)

(11時48分)

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑

(12時58分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9、報告第4号「令和4年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書4ページをお開きください。

報告第4号「令和4年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

本件については、別冊資料のとおり教育委員会からの報告に基づいて提供しております。

内容につきまして、教育委員会事務局長よりご説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。別冊でお配りしております令和4年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行状況につきまして、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであり、6月24日に開催いたしました外部評価会議において、各委員からいただいた意見を本報告書にまとめたものであります。点検及び評価の対象項目につきましては、令和3年度教育行政執行方針に示しました、施策8項目に基づき実施した事務事業からなっております。

3ページをお開きください。

1つ目の学校教育を充実しますでは、3ページに記載している4つの事業に対し、それぞれ自己評価を行い外部評価委員からの意見を5ページ中段に記載をしております。

学校でのタブレット活用では、卒業式や学校に行けない児童生徒への対応など十分に活用されている。今後においても子どものプラスになることを考え、自宅への持ち帰り活用を進めてほしいとのご意見をはじめ、小学校の空き教室を利用した英語指導助手の活動に対し、いつでも英語に親しみやすくなる環境となり、継続して欲しいとのご意見。また公設塾「ななかま」の活動では、吹奏楽など多くの面でよい活動を展開し、子どもたちの通いたいという気持ちを育てている。今後もこうした活動を継続してほしいというご意見をいただいております。

2つ目の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは、5ページ下段から6ページにわたる2つの事業に対し、外部評価委員からの意見では、ふるさと教育においてコロナ禍での制約はあったが、対策を講じながらできる限りのことは実施していく方針で活動が展開されている。中学校や奈井江商業高校も含め、これからのGPSを活用した農業を、見て学ぶ取組ができたらいいと思うというご意見のほか、事業所訪問では、受け入れ側の理解と活動へのサポートに取り組みながら、就職など進路につなげていくよう進めてほしいというご意見をいただいております。

3つ目の快適な学習環境の整備を推進しますでは、外部評価委員からの意見を7ページに記載をしております。

教育ビジョンは、グループワークで出された意見をまとめ、学校教育や生涯学習など多岐の内容を盛り込み、町民に分かりやすい内容でよいと感じる。また、各項目にSDGsのマークをつけていくことも、一つのアイデアと思うとのご意見をいただいております。

4つ目の多様な教育機会の支援を推進しますでは、2つの事業に対し、外部評価委員からのご意見を8ページに記載をしております。

幼小中高の連携事業では、乗り入れ事業などこども園や高校含め全体で取り組むことでより充実していくと思う。こうした連携を続けていくようにしてほしいというご意見をはじめ、こども園と中学校の連携授業において体育教師の知識と経験を生かし、走る

ことや飛ぶことなど体の使い方を加えていくことで、よりよい活動になるとのご意見をいただいております。

また、奈井江商業高校への支援では、入学後3年間の学びや資格取得に対する町や学校のサポートをしっかり伝えていくことで、入学者も変わると思う。3年間の学びに対し町や学校が汗をかきながら、生徒がスキルアップするための支援を続けて欲しいとのご意見をいただいております。

5つめの子どもの健全な育成を推進しますでは、2つの事業に対し、外部評価委員からの意見を9ページに記載をしております。

各学校や町の行事などにおいて子どもたちの心の成長につながるよう、道徳教育の視点も関連づけながら取り組んでほしい、こども園や小学校でのアウトリーチをはじめ、音楽鑑賞授業などは子どもたちの成長に大切な事業である、奈井江町の特徴でもあるコンチェルトホールを体験しながら、成長し巣立っていくようこうした取組を継続してほしいとのご意見をいただいております。

6つ目の生涯学習活動を推進しますでは、10ページにわたる2つの事業に対し、外部評価委員からの意見を11ページ上段に記載をしております。

図書館事業では、ブックセカンドやブックサード事業のときに、ブックトークを盛り込みながらの実施など関心を持ってもらえるよう、年齢を意識しながら事業を継続して欲しいというご意見のほか、高齢者が読書を継続するため活字の大きな本を購入している取組はよいと思う、広報誌やホームページ、館内でのお知らせなど新刊ばかりでなく大きな活字本などを広くPRしながら、読書活動につなげてほしいというご意見をいただいております。公民館講座では、参加人数にとらわれることなく、続けていくようにしてほしいとのご意見をいただいております。

7つ目の楽しく参加できる生涯スポーツを推進しますでは、2つの事業に対し、外部評価委員会からの意見を12ページ上段に記載をしております。

体育施設の管理運営において、教室運営では指導者の関係もあるが事業継続が大切、課題はあるが事業が継続できるよう、体制の整備や内容など引き続き連携して取り組んでほしい。

歩こう会では、コースに坂がなく距離も適切で、幅広い年代が参加しているのご意見をいただいております。

8つ目の個性豊かな芸術文化を推進しますでは、音楽の技術を高めたいと思いPMFに参加したメンバーが各地で活動しており、子どもたちがこうした演奏者の姿を見て学ぶこともよいと思う。音楽の町という視点から、この機会を生かし、子どもたちが興味を持ち活動へとつながる取組を行ってほしいとのご意見をいただいております。

以上が、令和4年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。各項目における外部評価委員からいただいた意見を受け止め、今後事業内容の充実改善に役立てながら、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書のご説明とさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第4号を報告済みといたします。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑

(13時06分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書5ページをお開きください。

議案第1号「令和4年度一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ3,076万円を追加し、予算の総額をそれぞれ56億4,614万6,000円としております。

第2条では、8ページの第2表地方債補正のとおり、緊急自然災害防止対策事業債において30万円を追加する限度額の補正を行っております。

令和4年9月7日提出。奈井江町長。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、14ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、奈井江版生涯活躍のまちに要する経費で、8月31日に締結した株式会社ニコン日総プライムとの包括連携協定に基づく10月からの社員派遣に伴う人件費、滞在経費等の負担金480万円を追加計上、4目の財産管理費、庁舎の維持管理に要する経費では、庁舎建設に関連する公民館及び町立病院の駐車場排雪業委託料385万円を追加計上、下段10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で1万8,000円、令和3年度分の一般寄付金1,136万円合わせて1,137万8,000円を追加計上、15ページ、3款1項1目の社会福祉総務費から17ページ、

2項3目の児童福祉施設費に至りますが、それぞれ令和3年度分の交付金等の精査に伴い、15ページ中段の障害者支援に要する経費で180万2,000円、下段の学童保育事業に要する経費で15万2,000円、16ページ、障害児通所支援に要する経費で78万9,000円、子育て支援事業に要する経費で48万4,000円、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費で92万4,000円、17ページ上段になりますが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費で191万5,000円。子育て支援センターに要する経費で1,000円をそれぞれ追加計上しております。

また、15ページ中段、1項6目の老人福祉施設費では、介護サービス提供基盤と整備事業に要する経費で、グループホームかわせみの感染予防、環境整備のための施設内改修に係る補助金350万円を追加計上しております。

17ページ、6款1項5目の農地費では、道営土地改良事業に要する経費で高島東地区の畑地等農家負担軽減対策分負担金5万円、中心経営体農地集積促進事業の茶志内東1地区、茶志内東2地区、高島東地区の事業費変更により補助金142万5,000円を追加計上しております。

18ページをお開きください。

8款2項1目の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費で、大雨等の影響により補修が必要となった町内3か所の町道の横断管、排水改修等に係る業務委託料550万円を追加計上、3項1目の河川維持費では、河川の維持管理に要する経費で、12号排水路柵渠修繕料44万円、町内小河川の草刈り清掃手数料27万5,000円を追加計上、下段2目の水防費では、緊急自然災害防止対策に要する経費で、11号東踏切排水路改修調査設計業務の設計変更により、委託料38万5,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

10款地方特例交付金では、金額の確定により99万5,000円を減額計上、11款地方交付税では普通交付税の確定により8,212万1,000円、また、歳出でご説明しました株式会社ニコン日総プライムとの包括連携協定に基づく派遣経費に対する特別交付税330万円合わせて8,542万1,000円を追加計上しております。

13款1項3目の農林水産業費負担金では、道営土地改良事業畑地等受益者負担金3万円を追加計上。

12ページにわたります。16款2項2目の民生費道補助金では、歳出でご説明しましたグループホームかわせみの感染予防、環境整備のための施設内部改修に係る補助金と同額の350万円を追加計上しております。

12ページ4目の農林水産業費道補助金では、道営土地改良事業の事業費の変更に伴い、中心経営体農地集積促進事業補助金79万4,000円、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金33万円をそれぞれ追加計上しております。

18款の寄附金では、解散した健寿苑ボランティア様からの1万7,000円に、株式会社ニコン日総プライム様からの企業版ふるさと納税200万円を合わせて201万7,000円を追加計上、下段21款5項1目の雑入では、令和3年度の障害者医療費

負担金等の精算交付金1万8,000円を追加計上、13ページ上段、事業関連雑収入として、令和3年度から3年度のわたる退職手当組合事前納付金の精算による還付金1,074万2,000円を追加計上しております。

22款1項3目の緊急自然災害防止対策事業債では11号東踏切排水路改修調査設計業務の変更により30万円を追加計上、5目の臨時財政対策債では、金額の確定により592万2,000円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差、5,856万5,000円については、財政調整基金繰入金金を6,547万5,000円減額計上、また、歳出14ページの財政調整基金積立金で691万円を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、篠田議員。

●1番

歳出のほうで、14ページの奈井江版生涯活躍のまちに要する経費で、負担金が今回480万増額されていますけれども、先ほど一般行政報告で、町長から、この事業所に対する何て言いますか、協定を結んだ経過なども説明があったのですけれども、それはいいですが、これは今年度は10月からこの人材を派遣してもらうということですが、次年度以降どうなるのかお伺いしたい。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの篠田議員のご質問でございますが、今回の480万円の負担金につきましては、先日の地域包括連携協定に基づく総務省のほうで進めております地域活性化起業人制度と、この制度を活用した派遣を予定しております。この派遣に伴いましては、別途また協定を締結いたしますが、協定書では来年3月までというような内容で協定を締結する予定ですが、制度的には最大3年間活用が可能という仕組みになってございますので、町といたしましては、来年度以降も派遣を要請していきたいと考えてございますし、現時点ではニコン様のほうも前向きに捉えていただいているという状況でございます。

●議長

篠田議員。

● 1 番

そうなりますと、あと2年目、3年目、その単年度、歳出でどのぐらい、そして歳入で、また特交などで見てもらえるというような形になってくるのでしょうかね。その辺の財源の内容、ちょっとちゃんと教えて下さい。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまのご質問でございますが、今回の480万円の内訳につきましては、人件費の負担金と奈井江町への滞在経費、また締結前の協議に要する経費を含めて480万ということになってございまして、このうち特交の措置分が人件費の部分で申しますと、年間560万円が特別交付税で交付されることとなります。現在、ニコンのほうと協議をしておりますのは、人件費につきましては、この年額560万円を限度の中で派遣をしていただくような方向で考えてございまして、その部分に関しては交付税措置がされまして、残り、滞在経費等が出てくるわけですが、こちらについても2年度以降も企業版ふるさと納税で対応できないかどうか、そこら辺も含めて、現在協議を進めているところでございます。

●議長

1番、篠田議員。

● 1 番

財源のほうは分かりましたけれども、あとその滞在という言葉が盛んに出てくるんですけれども、どのぐらい年間いて町のことを担当してくれるのですか。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

滞在につきましては、今、向こうから派遣される方につきましては、月のうち約8割程度は奈井江町の業務に関わっていただくということで、予定をさせていただいております、実質的には現地勤務とリモートを併用しながら、対応する予定としてございまして、こちらに来る際の旅費等について負担金の方で支出を負担していきたいというふうに思っております。ただ、これが旅費についてもとめどもなく奈井江町に負担がくるといふこととなりますと困りますので、今、協定書を向こうのほうと事前に協議をしておりますけれども、年間でいきますと200万程度の上限ということの中で、協定のほうを締結していきたいと考えてございます。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 5議案一括上程・大綱説明

(13時21分)

●議長

日程第11、認定第1号「令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」、以上、5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、各会計の決算の概要について一括してご説明を申し上げますので、奈井江町一般会計と決算資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、議案書では22ページになります。

認定第1号の令和3年度一般会計の決算の概要であります。令和3年度一般会計の歳入歳出決算額は歳入総額54億4,377万円、歳出総額52億9,803万円、実質収支額は1億4,574万円であります。

歳出につきましては、前年度比1億8,449万7,000円、3.4%の減であります。

歳入につきましては、前年度比1億3,713万1,000円、2.5%の減であります。

次に、議案書では、23ページになります。

認定第2号の令和3年度国民健康保険事業会計の決算であります。

令和3年度の決算額は、歳入総額2億2,248万7,000円、歳出総額2億1,539万7,000円、実質収支額709万円となっております。

資料に記載ございませんが、歳出の主な内容については、広域連合負担金で対前年度比5.7%減の1億5,592万9,000円を支出、歳入については、国民健康保険税で対前年度比1.9%減の9,708万2,000円、繰入金で対前年度比17.8%減の6,079万2,000円、諸収入で対前年度比480.8%増の5,669万2,000円となっております。

次に、議案書では24ページになります。

認定第3号の令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

令和3年度の決算額は、歳入総額1億527万円、歳出総額1億517万4,000円、実質収支額9万6,000円となっております。

歳出の主な内容では、後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比0.4%増の1億438万7,000円あります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で対前年度比0.4%減の7,112万2,000円、繰入金で対前年度比2.6%増の3,401万1,000円でございます。

次に、議案書では、25ページになります。

認定第4号の令和3年度下水道事業会計の決算の概要であります。

令和3年度決算は、歳入総額3億9,651万4,000円、歳出総額3億9,141万4,000円、実質収支額510万円あります。

下水道事業の主なものは、公共下水道の污水管渠新設工事1か所、污水柵新設3工事3か所の整備を行ってまいりました。

これらの整備により、令和3年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で96.3%となり、水洗化件数は2,444件となっております。

続きまして、議案書では26ページになります。

認定第5号、令和3年度国民健康保険病院事業会計の決算であります。

収益的収入では、収入 8 億 4,923 万 3,000 円、支出 8 億 7,776 万 4,000 円となり、当年度純損失は 2,853 万 1,000 円であります。

資本的収支では、収入 1 億 5,101 万 5,000 円、支出 1 億 8,987 万 5,000 円となり、3,886 万円の財源不足は一時借入金で補填いたしております。

なお、令和 3 年度につきましては、単年度実施収支では 4,167 万 8,000 円の赤字、3 年度末の繰越し収支では 6,242 万 5,000 円の赤字であります。

以上、令和 3 年度の 5 会計の決算概要について、一括してご説明いたしました。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

5 議案に対する大綱質疑を行います。

8 番、大矢議員。

●8 番

今ほど、令和 3 年度決算が示されました。今回の決算について大綱 4 点、町長に質問いたします。

1 点目は、町長の今任期での最後の決算となりますので、特別な思いがあるのではないかと推察するところです。評価など所感を伺います。

2 点目は、町長は公約で財政の健全化を掲げており、健全な財政運営を心掛けてきたことだと思えます。令和 3 年度一般会計の実質単年度収支が 2 億 3,198 万 3,000 円と平成 26 年以来 7 年ぶりの黒字となっています。主な要因、取組について伺います。

3 点目は、寄附金が 2 年連続で 1 億円を超えたことは大変評価するものであり、努力に敬意を申し上げます。一方、8 月 25 日の北海道新聞に空知管内のふるさと納税寄附額が掲載されました。14 町の 10 番目ということであります。このことについてどのように受け止めているのか伺います。

4 点目は、昨年の予算の大綱質問で新型コロナウイルス感染症の歳入への影響額とコロナ関連対策の事業予算について質問いたしました。町税では全体で 5,299 万円の減額を見込んでいるが、このうちコロナの影響額は約 2,000 万円を見込んでいますが、地方財政計画により普通交付税で 8,200 万円、臨時財政対策債で 5,600 万円の増額を見込んでいる。

また、コロナ関連対策は地方創生臨時交付金を活用しているが、第三次分として 9,764 万円の追加交付通知があり、令和 3 年度中に執行するよう取り組んでいるという答弁でありました。決算ではそれぞれどのようになっているのか伺います。

以上、4 点について答弁を求めます。

●議長

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員から、令和3年度の決算についてのご質問であります。

まず1点目の、今任期最後の決算についての所感ということでありますし、また2点目については、7年ぶりに黒字となったということで、単年度実質収支の主な要因と取組についてということであります。併せてお答えをしたいと思います。令和3年度決算の実質単年度収支が黒字に転じたのは、年度末の追加交付を含めて普通交付税が令和2年度決算と比較いたしまして、約2億6,000万円の増加となったことが最も大きな要因であり、これらによって財政調整基金の年度末残高が5億円にまで回復したということは、持続可能な行財政運営を進めるための基盤づくりにつながったと感じております。しかしながら、普通交付税は、令和4年度も国の予算が確保され、対前年度比4.2%増となりましたが、先月末、総務省が示した令和5年度地方財政収支の仮試算では、地方交付税総額が増加したものの、伸び率は、対前年度0.8%増と低い伸び率となっています。また町の歳出面においても、国際情勢等の変化によってあらゆる物価が上昇傾向にあることなど、町財政を取り巻く情勢は予断を許さない状況にあり、引き続き財政健全化に向けた不断の取組を一步ずつ続けていかなければならないとそういう思いを強くしているところであります。

次に、3点目の寄附金が2年連続で1億円を超える一方で、空知管内14町の10番目という結果をどのように受け止めているのかということであります。

ふるさと納税については、返礼品やメニューの追加に加えてポータルサイトを増やすなど、町内各事業者の協力を得ながら実績を積み上げてまいりました。金額については、残念ながら空知管内でも下位の順位に位置し、寄附額も前年から微減の実績となりましたが、返礼品の主力である奈井江産特別栽培米ゆめぴりかの取扱い量は、令和2年度と比較して約10%増加しており、このことは、ふるさと納税の利用者にブランド米である奈井江産米の品質が高く評価されている証であると感じています。

ふるさと納税をめぐる環境は、競争の激化が続いておりますが、返礼品を提供いただいている町内事業者や業務受託事業者等と十分な連携を図りながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に4番目の質問であります。新型コロナウイルス感染症の予算への影響等に対するご質問ですが、令和3年度当初予算の町税については、感染症の影響を踏まえ、対前年度比5,299万円減の予算を計上いたしましたが、減額を見込んでいた町民税において減収の影響がほとんどなく、町税合計では、対前年度費237万円増の決算となったところであります。

普通交付税と臨時財政対策債については、当初予算で合わせて対前年度比1億4,800万円の増加を見込んでいましたが、普通交付税の個別算定経費の増加や年度末の追加交付などにより、当初予算に対し1億8,800万円増額する決算となったところであります。

また、令和2年度第3次補正により決定を受けた、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金9,764万円については、3月定例会の最終日と4月臨時会において予算議決をいただき、迅速な執行に努めてまいりました。

令和3年度はこれらに加え、事業者支援交付金、国庫補助事業枠の配分を受けたところであり、国庫補助金等を加えた臨時交付金事業の合計は22事業、総事業費1億1,214万円の決算となったところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

8番、大矢議員。

●8番

ありがとうございます。

詳しくは決算委員会の中で質問させていただきます。1点資料を求めたいのですが、歳入歳出決算書の一番後ろに基金の内訳が載っておりますけれども、基金の中で今回の債権が随分増えているのですね。債権はいったいどういう運用がされているのか、債権の内容についての資料を要求したいと思います。よろしくお願いします。

●議長

今のは資料要求でよろしいですか。ただいまの資料の要求についてよろしいですか。

はい、お受けするそうです。

ほかに、大綱質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

特別委員会の設置

●議長

お諮りします。認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま付託されました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により9月13日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、9月13日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩といたします。

(休憩)

(13時37分)

特別委員会の互選結果報告

(13時40分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には、大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。9月8日から9月13日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月8日から9月13日までの6日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、14日は、午前10時より会議を再開いたしますので、よろしく願いたします。大変ご苦労さまでした。

(13時41分)

令和4年第3回奈井江町議会定例会

令和4年9月14日（木曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 4号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第 2号 奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第 7 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 8 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 9 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	三	本	英	司
副	町	碓	井	直	樹
教	育	相	澤		公
企	画	小	澤	克	則
総	務	辻	脇	泰	弘
会	計	横	山		誠
管	理	田	野	義	美
兼	会	加	藤	一	之
計	課	石	塚	俊	也
長		鈴	木	久	枝
町	民	松	本	正	志
生	活	杉	野	和	博
課	長	石	川	裕	二
建	設	辻	脇	真	理
環	境	遠	藤	友	幸
課	長	井	上	健	二
長		中	野	浩	二
産	業	小	島	和	博
観	光				
課	長				
保	健				
福	祉				
課	長				
補	佐				
教	育				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
町	立				
病	院				
事	務				
長					
建	設				
環	境				
課	課				
長	補				
補	佐				
保	健				
福	祉				
課	課				
長	補				
補	佐				
企	画				
財	政				
課	課				
長	補				
補	佐				
代	表				
監	査				
委	員				
農	業				
委	員				
会	会				
長					

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	主	査	釣	本
								真由美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。第3回定例会最終日の出席、大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員9名で、定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番竹森議員、4番遠藤議員を指名いたします。

日程第2 5議案一括上程

(9時59分)

●議長

日程第2

認定第1号「令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、決算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

特別委員会審査報告書。

決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。

令和4年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会議件名、認定第1号「令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」。

1、審査の経過、委員会開催日、9月8日、9日。

2、審査の期間、本定例会会期内。

3、審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号を認定することに決定した。

細部口頭報告、以上でございます。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。

決算審査特別委員会委員長、8番大矢議員。

(決算審査特別委員長 登壇)

●8番

令和3年度に関する決算審査特別委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

令和4年9月7日の第3回定例会において付託されました、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査を行うため、9月8日、9日の両日、役場議場において提出されました決算書並びに関係資料と、各担当課の説明を求めながら慎重に審査を実施したところであります。

最初に、審査の結果、結論を申し上げますと、認定第1号一般会計、認定第2号国民健康保険事業会計、認定第3号後期高齢者医療特別会計、認定第4号下水道事業会計、認定第5号病院事業会計の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて、監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

依然として地方自治を取り巻く環境は非常に厳しい状況の中、令和3年度は第6期まちづくり計画、後期実施計画の2年目の年でありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策とともに着実に実施し、計画的かつ効率的な財政運営の結果、病院事業会計を除く4会計は、実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されていること、さらに財政

調整基金が増加したことなどを評価するものである。病院事業会計については、資金不足比率が12%になったが、経営努力を認めるものである。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきましてご報告申し上げます。最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、そして他会計であります。国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

また、寄附金については努力いただき、寄附額は1億円を超えたことを大いに評価するものであります。

町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な自主財源であるので、今後もふるさと応援寄附金の返礼品やPR方法など、一層の創意工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

2年目の取組となるまちづくり懇談会、地区担当職員については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、限られた活動に終わったが、地域カルテを作成するなど、今後の地域コミュニティを検討する上での貴重な資料となったことを評価するものである。引き続き創意工夫し、より多くの町民の声が届くよう努力願いたい。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が表れ、子育て世代を中心に本町へ転入いただいていることは、大変喜ばしいことであります。

まちづくりの重要な施策の一つでありますので、今後も評価・検証を行うとともに、PRの充実に努めていただき、移住定住が一層進むよう期待するものであります。

また、移住者が一日も早く奈井江町に溶け込んでいただけるよう、転入後における対応を検討していただきたい。

次に、防災対策についてであります。

近年、自然災害が頻発し、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、細やかな対応が求められています。防災対策では、行政と地域住民が協働で取り組まなくてはならないことから、実施された訓練の内容などを住民に周知し、引き続き情報共有に努めていただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、多くの防災用品が備蓄されましたが、災害時に直ちに使用できるよう点検・管理をしていただきたい。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種においては、個別接種に加え、集団接種会場を用意し、早期に町民へ接種を行うなど、国が進める感染症対策を的確に対応されたことを評価するものであります。

次に、教育の公設塾についてであります。

小学校の全国学力・学習状況調査において、学力の向上が見られたと報告があり、大変評価するところであります。

現在、公民館で実施されていますが、学習環境の改善に向け、対応願いたい。今後においては、中学生への学びの支援についても検討いただき、きめ細やかな指導、確かな学力の向上に努めていただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、人口減少、高齢化による患者数の減少などにより、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など、経営努力は評価するところではありますが、依然として厳しい経営状況にあります。町立国保病院は健康と福祉のまちの核となる施設であり、引き続き地元医師会、近隣公立病院との連携を推進していただきたい。

また、町民の方にも経営状況を理解いただくために、広報紙等を利用し、周知することも検討いただきたい。

以上、意見、要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見、要望も含めて十分検討され、対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

認定第1号の討論・採決

(10時09分)

●議長

ご苦労さまです。認定第1号「令和3年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第2号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第3号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第3、議案第4号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日出席、お疲れさまです。

それでは、追加議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号「令和4年度一般会計補正予算(第6号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,611万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ56億7,226万2,000円としております。

令和4年9月14日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る費用を追加計上するものであります。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、33ページをお開きください。

34ページにわたります、4款1項2目の予防費では、総額2,611万6,000円を追加計上しておりますが、内訳といたしましては、職員の時間外勤務手当162万2,000円、町内の3医療機関、小児に対応する砂川市立病院に対する接種体制整備協力金、合わせて273万円、コピー用紙などの消耗品、公用車のガソリン代等の需用費で78万3,000円、郵便料、コールセンター通話料、接種費用、支払手数料、合わせて137万2,000円、コールセンター委託料、接種委託料、合わせて1,925万7,000円、33ページ、予防接種台帳システム改修負担金35万2,000円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

32ページをお開きください。

15款1項2目の衛生費国庫負担金では、ワクチンの接種委託料に対する国からの負担金856万2,000円、3目の衛生費国庫補助金において、接種体制等に対する補

助金として1,755万4,000円を追加計上しております。

以上が補正予算の概要についてであります。ワクチン接種に係る対象者、今後のスケジュール等について、担当課長よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

おはようございます。定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

私のほうから、オミクロン株対応ワクチンの接種に関するスケジュール等をご説明いたします。

お手元にあります、定例会追加資料4ページをご覧ください。

オミクロン株対応ワクチンにつきましては、9月12日に、厚労省において特例承認されたことを受け、9月半ば過ぎから順次国内配送が可能となる予定としており、当町にはファイザー社製1箱、これは1,170回分のワクチンが9月下旬に配送される予定となっております。しかしながら、この後のワクチン配送計画では、2箱目がいつ届くか不明であることから、ワクチン接種のスケジュールも現時点での予定ということでご報告させていただきます。

まず、1の接種の対象者ですが、初回接種、これは1、2回目を終了した12歳以上の方全員が対象となり、現行の4回目接種の対象となっている方、いわゆる60歳以上、18から59歳のうち基礎疾患をお持ちの方、医療従事者等のうち、現ワクチンで4回目接種をしていない方も含まれることとなっております。

2、接種開始時期及び接種の期間でございますが、10月中旬頃から順次個別接種において現ワクチン、オミクロン株対応ワクチンに変えていく予定としておりますが、今後、医療機関との調整の上、開始時期を早めることも検討してございます。

また、併せて、11月、12月において集団接種を実施し、接種体制を組むことを予定しており、接種期間は令和5年3月31日までとして調整中との情報を得ております。

また、オミクロン株対応ワクチンは3回目、4回目かにかかわらず、現時点では、お一人1回として接種を進めることとなっております。

3、接種の優先順位でございますが、表に記載のとおり、まずは、①現4回目接種の対象である、重症化リスクが高い等の理由で4回目接種対象のうち、当該接種を未接種である者が対象となります。従来ワクチンで4回目を既に接種された方は、5か月経過後、5回目の接種対象となります。

次に、②社会的機能を維持するために必要な事業の従事者として、保育・教育関係、ライフライン関連の職種の方が対象となります。

次に、③初回接種を完了した3回目未接種の者、これらの方は多くの方が既に接種券が発行されているものの、未接種の方と捉えております。

次に、④3回目接種して4回目未接種の者ということで、今ほどご説明した、①から③以外の方ですので、多くは12歳から59歳の方となり、接種券はこれから順次発行して送付する方となります。

そして、⑤として、4回目の従来ワクチンで接種を既に終えており、5か月経過した方が対象となります。

備考欄に記載がありますとおり、⑤の5回目接種対象は、既に4回目をオミクロン株対応ワクチンで接種した方は対象になりません。

4、接種スケジュールにつきましては、①と②のスタートは、医療機関と調整を行いながら、10月以降なるべく早いタイミングでオミクロン株対応ワクチンに切り替えてスタートしていきたいと考えておりますし、③3回目未接種者は11月以降、④4回目未接種者は11月中旬以降、⑤は12月中旬以降をめどに、ワクチンの供給状況と接種受入可能人数に準じて、適切に進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、町民の皆様方が安全に安心してオミクロン株対応ワクチンの接種を受けられるよう、適切な接種券の発行、接種体制の整備や相談、情報提供を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の20ページをお開きください。

議案第2号「奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例」。

奈井江町児童館設置条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、南町児童館が老朽化に伴う外壁のひび割れなど、利用に当たって危険を伴う状況にあることから、本年10月末をもって廃止するものであります。

なお、代替施設として、子育て支援センターを使用することについて、利用されている児童の保護者、関係団体、地域にご説明を申し上げ、ご理解をいただいているところであります。

以上、条例改正についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番、篠田議員。

●1番

廃止については、やむを得ないかなとは思われますけれども、その後この建物をどうなさるのか。その辺を伺いたいのと、あと東町児童館はもう既に取り壊しが終わっておりますけれども、今後の児童館の在り方についてどのように考えておられるのか、併せてお願いします。

●議長

答弁はどなたですか。

企画財政課参事。

●企画財政課参事

定例会出席、大変お疲れさまでございます。篠田議員からの最初のほうの質問でありますけれども、施設を今後どうするのかということでございますが、現在、町のほうでは、公共施設整備等基金を創設いたしまして、老朽化した公共施設の解体、過疎債ハード事業の対象にならない改修事業等の整備を計画的に進めているところでございます。

今回の南町児童館の廃止に伴いまして、早期に解体ができないかということとを内部で検討を進めましたが、本年度につきましては、庁舎の営繕と、公営住宅、旧消防庁舎等の解体工事が集中してございまして、早々に解体を実施するということが非常に難しい状況であるということで判断をいたしました。

したがって、先ほど申しました、公共施設整備等基金を財源といたしまして、来年度、南町児童館の解体を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまの篠田議員からのご質問でございます。

今後の児童館の在り方についてでございますが、まずは南町の児童館を、機能を支援センターのほうに移していくということと、北町児童館につきましては、従来どおり児童館を運営していくということでございますが、北町児童館につきましても、かなり老朽化が進んでいるということがございます。今後、この児童館機能を奈井江町にとってどのような形で維持していくのかということとをさらに検討していきながら、この来年度、地域の方、そして利用されている児童ですとか保護者等と、また、子ども・子育て会議を通じていろいろと議論して進めていきながら、移転等を考えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

●議長

1番、篠田議員。

●1番

今の答弁で若干分かりましたけれども、ただ、今、南町の児童館、外壁がひび割れているというような状況下において、これから雪が降ってきますので、その辺の対応、要は安全管理の部分ですよね、それとたしかあれ、道路に雪が落ちるのかなとも思われますので、その辺の対応をどう考えておられるのか、お伺いします。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

安全管理等ですけれども、現在もかなり積雪が重なってきたときに、道へ雪がせり出してくるような状況がありまして、普段から雪が多いときは、パトロールというか、確認をしていながら危険がないかどうかということで管理をしているような状況がございます。今後、児童館の管理につきましては、また所管が変わっていくということもございますが、そちらの所管のほうとも十分協議をしながら、危険のないように対応していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

●議長

1番、篠田議員。

●1番

これ、児童館廃止にすれば、今度、あれですか、普通財産になるから、総務のほうの管理になるのですか。ちょっといかがなものかなとは思いますが、いずれにいたしましても、安全管理の部分できちっと対応しないと、そこを通る住民の方もおられるはずですから、いち早い対応を検討すべきかなと思います。

以上です。

●議長

副町長。

●副町長

今回の閉鎖に当たっては、主たる原因としてやはり危険性が増しているときに、冬のやはり雪の影響を受けることを懸念して、年度途中ではあったのですが、この10月、降雪前に閉鎖を決定させていただいたところでございます。

それから、可能であれば、本年度中の解体というのでも検討したのですが、先ほど申したとおり、ほかの事業もあり、請け負う業者さんのほうにも相談する中で、なかなかそのすぐに対応することが厳しいというふうな情報も頂いたものですから、来年度以降、早々に、早い段階で解体を進めたいという今検討をさせていただいたところであります。

また、管理に当たっては、やはりほかの公共施設も同様であります。それぞれ雪の状況を確認しながら、危険のないように対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長も表決権を有します。
表決権を有するただいまの出席議員は9名であります。
これより、議案第2号を起立により採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。
起立9名であります。
議案第2号は3分の2以上の賛成者がおりましたので、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時29分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書21ページをお開きください。
議案第3号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」。
奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を次のように改正する。

令和4年9月7日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額の引き上げに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上、条例改正についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を願いたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第6、意見案第1号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」、上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和4年9月14日提出、提案者、奈井江町議会議員、大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく遠藤共子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

次ページでございます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、前文を省略いたします。

記といたしまして、1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算、財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も、予算、財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や、道路の防災対策、無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策など、道路整備や除排雪を含む、年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう、採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬季における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう、財政支援を強化すること。

8、堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議長。
以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。
2番、大関議員。

●2番

それでは、提案者の立場から補足説明をいたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や巨大地震、公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道が潜在力を最大限発揮されるよう、平常時・災害時は問わない北海道を支える基盤の確立に向け、社会資本の整備が図られることが必要であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。
議員皆様のご賛同を頂きまして、採択されるようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時38分)

●議長

日程第7、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より、地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和4年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 調査第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

日程第8、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議

題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和4年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項、調査第1号防災対策について、調査第2号認定子ども園の管理運営について（現地調査を含む）、調査第3号体育館の大規模改修について（現地調査含む）。

調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案はまちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 調査第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

（10時40分）

●議長

日程第9、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和4年9月14日提出、奈井江町議会議長。
記といたしまして、調査事項、議会広報の実施調査及び研究に関する事項。
調査期間、次期定例会まで。
以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は広報常任委員会に付託することに決定いたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
令和4年奈井江町議会第3回定例会を、これにて閉会といたします。皆さん、大変ご
苦勞さまでした。

(10時41分)